

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路の占用の許可		
根拠法令及び条項	道路法第32条 道路法施行令第7条、第9条～第18条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 「道路法施行令」「蓮田市道路占用許可基準」に基づき、次の要件を満たす工事について、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。 1 工事等施工後の道路が道路本来の機能を阻害しない範囲であること。 2 工事等の内容、設計、施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。 3 申請者に工事等を施工する能力があること。 4 工事等の内容、設計、施工方法が「道路法施行令」「蓮田市道路占用許可基準」に適合すること。		
審査基準設定年月日	平成6年10月1日	審査基準最終変更年月日	令和6年3月27日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（20日【他の道路管理者及び交通管理者等との協議に要する期間を除く】） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成6年10月1日	標準処理期間最終変更年月日	令和6年3月27日
所管部署	都市整備部 道路課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。